

令和6年度 都城市立西中学校 部活動に係る方針

1 本方針策定の趣旨等

- 「都城市立西中学校 部活動に係る方針」は、「都城市 部活動の在り方に関する方針」に則り、本校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
 - ・文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
 - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
 - ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営・指導のための体制整備

- (1) 校長は、生徒や教師の数、外部指導者（部活動指導員）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。
- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーション

ンを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- (3) 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、部活動指導の参考とする。
- (5) 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (6) 休養日を「都城市 部活動の在り方に関する方針」に基づいて適切に設定する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ① 学期中の休養日の設定
週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - ② 長期休業中の休養日の設定
学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ③ 1日の活動時間
長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、4（1）①～③の基準を踏まえるとともに、設置者の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
- (3) 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団 法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ・校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。
- ・県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、学校体育関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

- ・県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- ・県及び学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

6 都城市立西中学校 部活動規約

(1) 部活動実施の目的

- 部活動を通して、スポーツ精神および文化活動の理解と技能の習得、学習規律、集団行動、礼儀作法など基本的な行動様式ならびに根性を持ち、豊かな心をもった人間（人格）の育成を目指す。

(2) 実施時間及び下校時間（校門通過時間）

期 間	校門通過時刻
<u>1学期～地区秋季大会</u>	<u>18：30</u>
<u>地区秋季大会～県秋季大会</u>	<u>18：15</u>
<u>県秋季大会～1月中</u>	<u>18：00</u>
<u>2月～春休み中</u>	<u>18：15</u>

※ 校門通過時間とは、部活動を終了し学校を出る時間。部活動終了後、学校内に残らず、すぐに下校。他の部の生徒を待たない。

※ 校門通過時刻は左記のとおりとするが、時期に応じて安全面の配慮を行うこと。

※ 予選を勝ち上がっての県大会、九州大会、全国大会への出場権を得た場合（吹奏楽部においては、県吹奏楽コンクール・定期演奏会）、または、協会・連盟主催かつ上位大会に繋がる大会の場合は、大会前1週間の30分間の時間延長ができる。その際は、職員会で了承を得るとともに、後援会と協議して安全面の確保を行うこと。

(3) 実施日

- 原則として、平日 1 日と週末 1 日は休みの日を設ける（毎週 2 日は休みの日を設ける）。第 3 日曜日は原則として練習中止とする（家庭の日）。なお、学校行事が行われる日（入学式・卒業式等）、定期テスト 5 日前からテスト終了日までには練習を実施してはならない。ただし、行事が行われる週及びテスト期間中に大会がある場合のみ、管理職の了承を得た上で職員会での周知を行い、1 時間以内の練習を認める。但し、その際は、練習計画を配慮し適宜休養日を設けることとする。なお、朝と昼休みの練習は認めない。

(4) 活動

- 平日の顧問・副顧問不在の練習は、原則として実施してはならない。土曜・日曜・祭日の練習についても同様である。
- 原則、毎週水曜日（職員会議等を実施する日）を学校統一のリフレッシュデーとし、部活動は実施しない。

(5) 事故

- 部活動実施に伴う傷害については、日本スポーツ振興センター給付規約によって処理をする。
- 各個人、または部活動単位で、スポーツ傷害保険に加入することが望ましい。（選手輸送中の事故対策）大会出場に当たっては、引率教員あるいは校長の認めた正式な外部指導者の引率を付けることとする。

(6) 入部

- 入部に際しては、入部願い及び入部同意書を提出する。年度始めには全員提出し、提出しない者は入部を認めない。

(7) 退部

- 部活動の生徒で、生徒指導上の問題があり適当でないと認めた者については退部させることがある。その際は退部願いを提出する。但し、他の部に転部する場合、1 か月の仮入部期間をおく。

(8) 約束事項

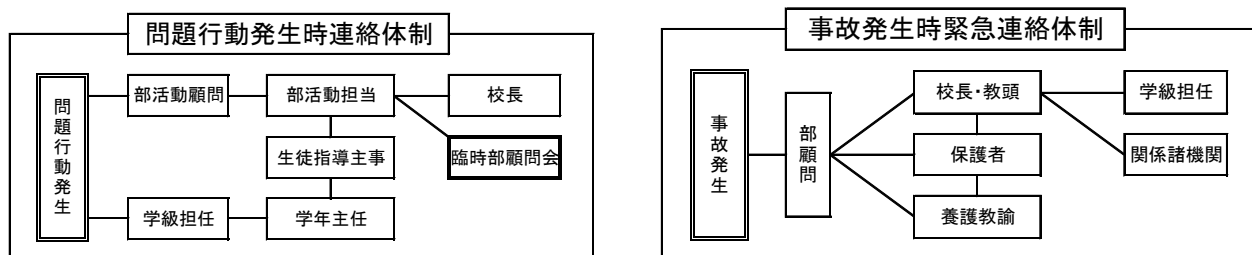
- ① 部活動生は、帰りの会が終わりしだい直ちに活動場所に移動し、活動を始める。（他のクラスの帰りの会の邪魔をしない。家に帰らない）
- ② 土・日、部活動の為に自転車で学校に来ることは禁止（自転車通学生は除く）。練習試合の為、自転車を使用する場合は管理職の了承を得た上で職員会で承諾で周知を行う。
- ③ 休日の飲料水は水筒かペットボトルを持参。ペットボトルの場合には必ず持ち帰ること。飲み物については、水・お茶・スポーツドリンクに限る。弁当などを店に買いに行くのは禁止。給食のない日などの食事のための場所は教室を開放する。指定された所で食べる。部顧問は後始末指導の徹底を行う。

(9) 問題行動発生時、事故発生時の対応

- 部活動生として、ふさわしくない行為（校則違反や問題行動）があった場合には、その発生状況に応じて学年、部活動担当、部顧問、生徒指導担当が連携して事実の把握と確認をする。その後、必要に応じて臨時の部活動顧問会を招集し、指導方針を決定し、足並みを揃える。
- ※ 生徒指導の基本は学級・学年である。但し、部活動中、あるいは部活動生が単位となつての行

為である場合は、部顧問を中心に指導する。

※ 特に眉そり等（ピアス・染髪など）は、中体連の方針で大会に出場できない。



(10) 休部、廃部の条件

① 都城地区中学校総合体育大会に連続して出場できなかった場合（但し、合同チームでの参加は出場と認める）は、廃部とする（文化部も活動の実態に応じて同様に扱うものとする）。

② 顧問不在の場合、新入部員を募集せず、夏までの活動とする。

(11) 社会体育の生徒の取り扱いについて（令和6年度：水泳、柔道、体操）

① 本校の部活動にない種目に限る。

② 定期的に練習を行っており、校則やその他のきまりを遵守できる者とする。

③ 個人競技に限る。（個人競技が集まって団体が成立する場合は可とする）

※ 年度ごとの更新とし、引率責任者（本校の職員に限る）は流動的に決定する。

※ 上記の条件を満たす者で、学校長の認めた生徒とする。

(12) 部活動顧問会について

○ 毎学期1回、部活動顧問会を行い、部活動経営の状況報告や活動予算についての協議を行う。